

○加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年加賀市条例第71号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書等の提出)

第2条 条例第3条の規定に基づき指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第5号に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 納税義務がある団体にあっては、国税及び地方税の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(選定通知書)

第3条 市長は、条例第4条の規定に基づき候補者の選定をしたときは、速やかにその結果を指定の申請を行った団体に選定通知書(様式第2号)により通知する。

(指定通知書等)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したときは指定通知書(様式第3号)により、同条第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は停止をしたときは指定取消し・停止通知書(様式第4号)により通知する。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第5条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「加賀市長」とあるのは「加賀市教育委員会」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指定申請書

年 月 日

(宛先)加賀市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設名

添付書類

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (4) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支計画書
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度に係る当該団体の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (6) 納税義務がある団体にあつては、国税及び地方税の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

選定通知書

申請者 団体名

代表者氏名 様

加賀市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、次のとおりその
指定管理者の候補者を選定したので通知します。

- 1 施設名
- 2 指定管理者の候補者
- 3 その他

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

指定通知書

申請者 団体名

代表者氏名 様

加賀市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、次のとおり指定したので通知します。

- 1 施設名
- 2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 指定条件
- 4 その他

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

指定取消し・停止通知書

指定管理者(団体名)

代表者氏名 様

加賀市長 

次のとおり、公の施設の指定管理者を取消し・停止したので通知します。

1 施設名

2 理由

3 停止の内容

(1) 停止の範囲 全部・一部()

(2) 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)